

第6章

計画の実施と評価

(このページは白紙です)

第6章 計画の実施と評価

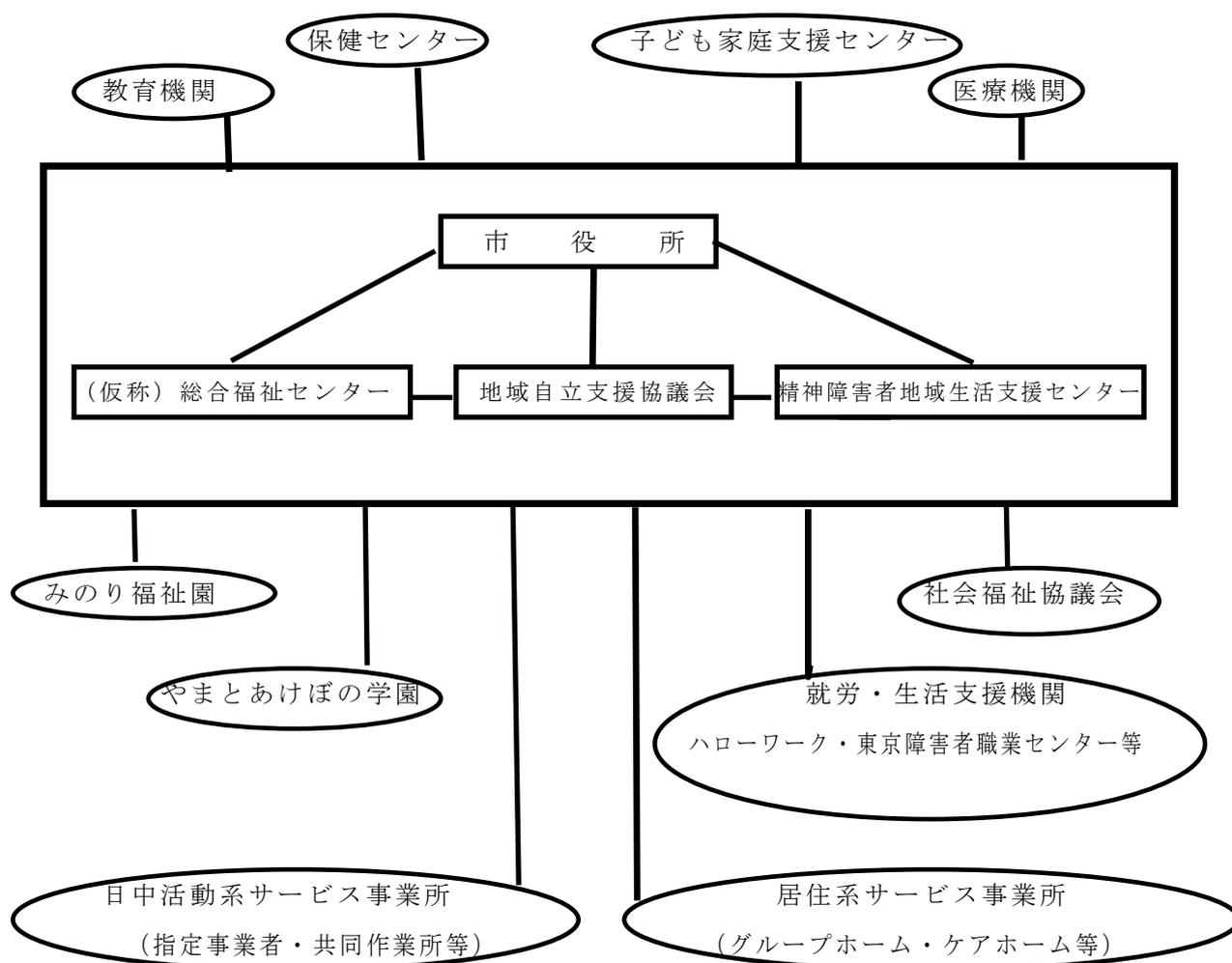
1 障害者のための地域生活支援の仕組み

東大和市の障害者の自立と地域生活並びに社会参加を支援するための障害福祉サービス等に係る施設機能の必要性を踏まえ、東大和市桜が丘2丁目地内への（仮称）総合福祉センターの建設に向けて、平成19、20年度に基本計画の策定を進めました。

この中では、障害者に係わる事業として、①障害者の相談を支援する自立生活支援センター、②障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、就労面と生活面を一体的に支援する就労生活支援センター、③みのり福祉園で行っている生活実習を障害者自立支援法のもとで行う生活介護、④障害者に創作的活動、社会との交流促進等のサービスを提供する地域活動支援センター、⑤介護者の病気等に際し、障害者を施設に入所させて、入浴、排せつ又は食事等のサービスを提供する短期入所、⑥障害者等を介護する者の休養等のため、日中一時的に排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う日中一時支援事業、⑦障害者団体等が利用できる多目的集会室、⑧障害者の生製品の展示・販売並びに喫茶コーナーの設置を予定しています。

なお、基本計画については、市民参加による「基本計画策定検討委員会」を設置した上で、引き続き策定を進めます。

《障害者地域生活支援システムイメージ》



2 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、必要に応じて連絡会議等を開催し、障害福祉サービスを必要とする障害者、家族等への相談支援を充実し、障害者施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画に沿った施策の推進を図るとともに、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、その結果を、第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画の策定に適切に反映して行きます。